

令和2年(2020年)4月17日

認可保育施設

2号認定、3号認定の保護者 各位

彦根市長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための  
認可保育施設(2号認定、3号認定)の保育の実施について  
—— 家庭保育のご協力のお願い ——

平素は、就学前教育・保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、県内で日々感染が確認されており、また感染経路不明の方が増えている中、各施設では最大限感染防止に努めながら保育を実施しておりますが、児童の安全を第一に考え次のとおり対応することと決定いたしました。

保護者のみなさまにおかれましては、ご家庭での保育が続きお疲れも出ていることと思いますが、児童への感染を防止することが最も重要であると考えておりますことから、可能な限りご家庭での保育にご協力をお願いします。また、保育を希望される方につきましても、可能な限り早めのお迎え等をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応については、今後の感染の広がり等を見ながら、最新の情報や追加的な留意事項と併せ、市ホームページや園を通じてお知らせします。

記

- 1 延長期間 令和2年4月27日(月)～令和2年5月6日(水)
- 2 利用者負担額(保育料) 感染症拡大防止のために家庭での保育協力のお願いをしておりますので、施設からの欠席日数報告に基づき、上記期間中に欠席された日数分の利用者負担額(保育料)の減額を行います。
- 3 その他 5月中の育児休業復職を条件に保育認定を受けている方が、やむを得ず育児休業を延長した場合(勤務先からの要請または保護者の希望など)について、その間に限っては復職を延期しても入所、在籍を認めます。

問合せ先

彦根市子ども未来部幼児課幼児総務係

〒522-0041 彦根市平田町670番地

(彦根市福祉センター2階)

TEL0749-23-9597 FAX0749-26-1768

E-mail: [jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp)

保護者のみなさまへ

**新型コロナウイルス感染症に対する公立幼稚園  
・認定こども園・認可保育施設の対応について**

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記のとおり対応することと決定しましたので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1 施設の対応について

(1) 在園児または職員と同居する家族が濃厚接触者と判断された場合

在園児または職員は、濃厚接触者と判断されていませんので、引き続き登園、出勤を可能とし、施設は通常どおり開園します。

(2) 在園児もしくは職員が濃厚接触者と判断された場合

濃厚接触者と判断された在園児または職員は、保健所の指導に従い自宅待機となりますが、施設は通常どおり開園します。

(3) 在園児もしくは職員に感染が確認された場合

感染が確認された在園児または職員以外に、園において濃厚接触者と判断された在園児および職員は、保健所の指導に従い自宅待機となります。

また、施設については、感染拡大防止の観点から、保健所指導のもと早急に消毒作業を行い、感染が確認された在園児または職員が最後に施設を訪れた日の翌日から14日間は施設を休園します。

なお、濃厚接触者と判断されなかった在園児についても、感染拡大防止の観点から、他の施設で実施している一時保育事業等の利用は極力控えていただき、自宅での保育をお願いします。

(4) その他

市内の市立学校が休校となった場合については、全ての施設において休園とはしません  
が、休校期間に合わせてできる限り家庭保育のご協力をお願いします。

2 施設休園期間の利用者負担額（保育料）について

施設休園期間については、日割り計算で返還することとします。

3 問い合わせ先

彦根市子ども未来部幼児課幼児総務係

〒522-0041 彦根市平田町670番地（彦根市福祉センター2階）

TEL0749-23-9597 / FAX0749-26-1768

E-mail : jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp